

「風景街道」を募集しています

地域の中で、地域づくり・道づくりなどに携わっている活動団体のみなさんと連携・協力して「風景街道パートナーシップ」を立ち上げ、「風景街道」に応募してください。

「風景街道」に登録されると

- ①「風景街道」として紹介され、全国にPRされます。
- ②風景街道中部地方協議会を介した様々な支援が受けられます。

さらに美しい地域が創られ、観光客の増加、地域の活性化が期待されます。



旧街道ウォーキング・イベントによるガイド



地域住民により美しく植栽された沿道

Scenic Byway Japan 日本風景街道



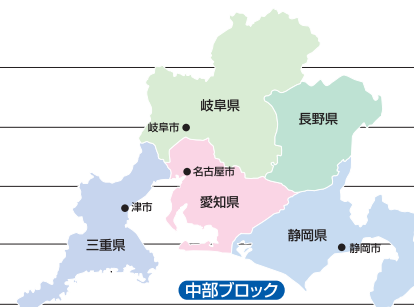
「日本風景街道」についてのお問い合わせは

風景街道中部地方協議会 事務局（国土交通省 中部地方整備局 道路部計画調整課内）

〒460-8514名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第二号館

電話：(052)953-8171 FAX：(052)953-9180

URL：<http://www.cbr.mlit.go.jp/road/chubu-fukei/>



風景街道中部地方協議会の管轄は、長野県の一部、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県です。

風景街道中部地方協議会

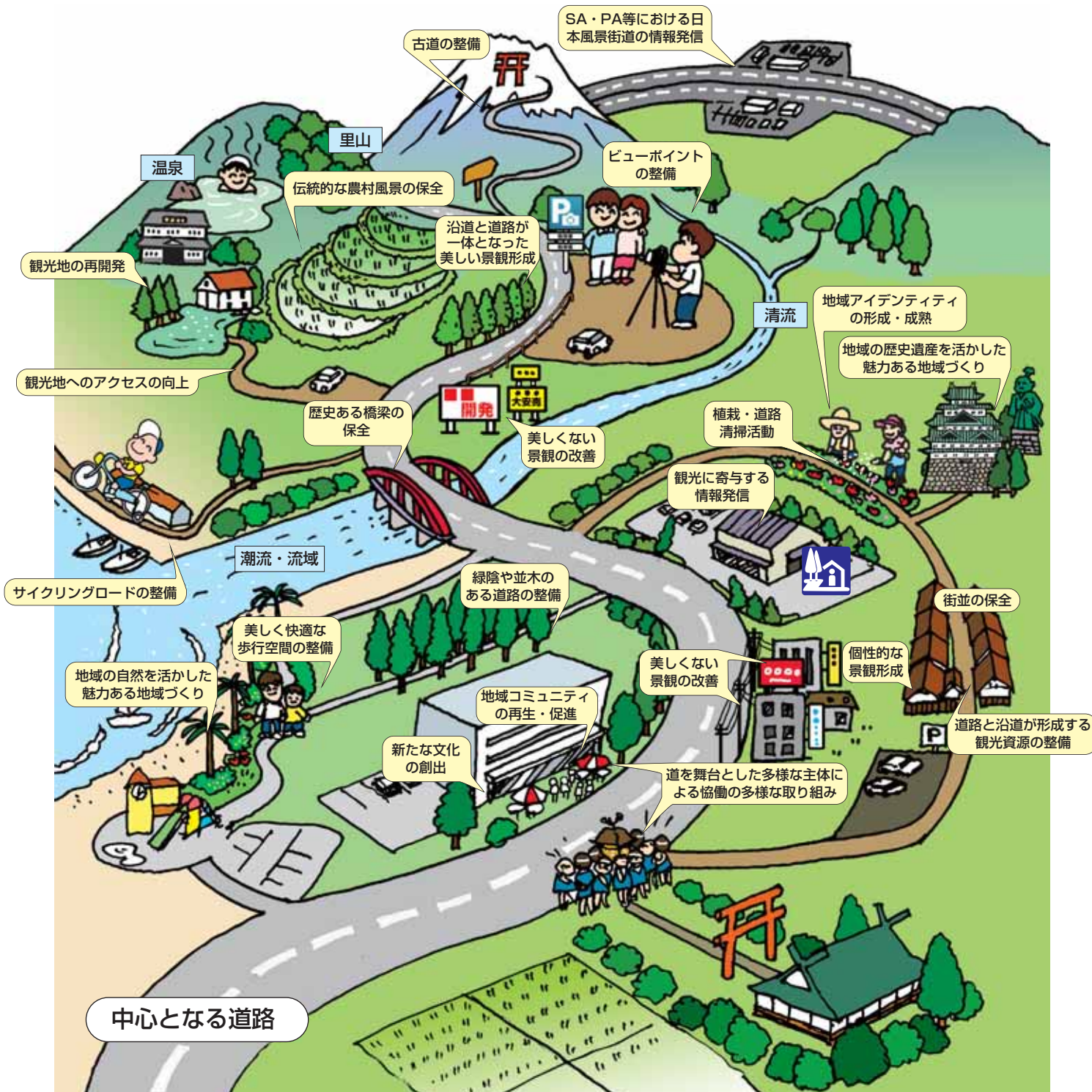
「日本風景街道」とは

日本風景街道は、郷土愛を育み、日本列島の魅力・美しさを発見、創出するとともに、多様な主体による協働のもと、景観、自然、歴史、文化等の地域資源を活かした国民的な原風景を創成する運動を促し、地域活性化、観光振興、美しい国土の形成を目指しています。

「風景街道」を構成するもの



日本風景街道のイメージ



風景街道の仕組み（推進体制）

各ルートにおける活動の主体となる「風景街道パートナーシップ」が、「風景街道中部地方協議会」へ登録申請を行います。「風景街道中部地方協議会」は、審査と登録を行い、登録されたパートナーシップに対して活動支援を行います。

また、「風景街道」の取り組みを評価する方法について、今後、検討を進める予定です。

◆風景街道への登録条件

1. 風景街道パートナーシップが組織されていること
2. 地域資源を一つ以上有していること
3. 日本風景街道の理念に賛同・合致した活動を継続的に実施していること
4. 「中心となる道路」が存在していること

